

# まちづくりアドバイザーの概要

## (1) 経過と配置

これからの地方分権社会において、地域住民の自主的なまちづくり活動への支援を充実させることが必要です。平成 16 年に報告された「京都市における行政区制度のあり方について」（京都市行政区制度検討調査会）では、地域における市民主体のまちづくり活動を支援するために、まちづくり活動に関する専門家の派遣が求められています。

これらの状況を踏まえ、まちづくりに関する専門的な立場から、区役所・支所の職員とともに、区民の自主的活動を支援し、区役所・支所が実施する「まちづくり事業」全般の企画・運営への助言等を行う「まちづくりアドバイザー」を平成 18 年度から 3 名を配置し、その後増員が進められ、平成 23 年度から 14 名体制で、各区役所・支所を担当してまちづくり活動への支援を行っています。

また、平成 30 年度からは、「地域コミュニティサポートセンター」の機能を強化し、まちづくりアドバイザーが地域に出向いて直接支援できる体制の構築を図るため、同センターにまちづくりアドバイザーを 1 名配置しています。

これにより、15 名のまちづくりアドバイザーが地域コミュニティサポートセンター、区役所・支所等と連携し、直接現地に出向くなど、自治会・町内会を支援する取組をさらに強力に進めています。

## (2) 業務内容

### ア 各区役所・支所担当のまちづくりアドバイザー（14 名）

地域における自主的なまちづくり活動の支援や、各区役所・支所におけるまちづくり事業全般に関する企画、運営への助言等を主な業務とします。各区役所・支所において職員とともに事業を推進するほか、課題解決のため、地域に出向いて住民の活動をサポートします。

#### (ア) 地域における自主的なまちづくり活動の支援

住民主体で取り組む地域課題の解決や地域の活性化に向けて、まちづくりのプロセス全般へのサポート、ワークショップ等の企画立案及び運営などを行います。

具体例：地域コミュニティの活性化に向けた地域の取組への支援、自治会・町内会の組織運営改善・加入促進に係る支援、共同住宅新築・宅地開発における自治会・町内会の設立・加入促進支援（町内会と事業者との協議の促進等）、区民提案型・共汗型事業への支援、その他地域固有の課題の解決に向けた支援 など

#### (イ) 各区基本計画の推進に関するアドバイス

区民まちづくり会議の企画・運営をはじめ、各区基本計画の推進に係るアドバイスを行います。

具体例：各区基本計画の推進のための区民まちづくり会議等の企画・運営計画に基づく各種プロジェクトの運営と助言 など

(ウ) まちづくりに関する幅広い助言

まちづくりに関する専門的知識及び経験を生かした“アドバイザー”として、情報を収集・発信し、各区役所・支所におけるまちづくり事業全般に関する助言を行います。

具体例：他区等で実施している先進的な事例や地域の自主的なまちづくり活動に関する情報収集と提供、各区の魅力や情報の発信に関する助言、地域住民、団体、事業者、NPO 等とのパートナーシップ形成に関する助言 など

イ 地域コミュニティサポートセンター担当のまちづくりアドバイザー（1名）

(ア) 地域コミュニティサポートセンターにおける様々な相談への助言

自治会・町内会の運営や地域の活性化に関する相談への助言を行います。

(イ) 自治会・町内会の組織運営改善，加入促進に係る支援

自治会・町内会の組織運営改善（活動の見直し，新設，統合等），自治会・町内会への加入促進（好事例の情報提供やアドバイス等），自治連合会等の活動支援（担い手育成，各種団体や NPO 等との連携促進等）

(ウ) 地域コミュニティ活性化施策に係る支援

地域活動支援制度の活用支援（好事例の情報提供や申請時の助言等），共同住宅新築，宅地開発における自治会・町内会の設立，加入促進支援（町内会と事業者との協議の促進等）

(エ) 各まちづくりアドバイザーとの連携と情報共有

各まちづくりアドバイザーによる自治会・町内会への支援に関する情報の収集・体系化，各まちづくりアドバイザーとの情報共有

(オ) 地域コミュニティ活性化施策の分析，検討

地域コミュニティ活性化推進計画（改定版）の課題分析（各種施策の効果測定等），次期計画策定に向けた実効性のある取組の検討（地域の声・課題・事例の収集，他都市事例の調査，有識者等への聞き取り等）